

中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外での最終処分を 完了するための取組の進捗状況に関する報告

令和 6 年 6 月 環境省

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 120 号）附帯決議に基づき、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外での最終処分を完了するための必要な措置に係る取組の進捗状況について報告する。

環境省では、有識者による検討を踏まえ、平成 28 年 4 月、中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分の完了に向け、技術開発等の取組に係る中長期的な方針として、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」（以下「戦略等」という。）を策定した。県外最終処分の実現に向けては、除去土壌の再生利用等により最終処分量を低減することが鍵であり、戦略等に沿って、減容技術の開発、再生利用の実証事業、全国民的な理解醸成等の取組を着実に進めている。

令和 6 年度は戦略等の目標年度であり、これまでの取組の成果や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、再生利用・最終処分の基準省令や、最終処分場の構造・必要面積等の検討を進めている。

また、令和 6 年 3 月 19 日に閣議決定された「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」においては、「再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進め」ることや、「令和 6 年度の後に空白の期間が生じないように、それまでの検討結果を踏まえ、福島県外での最終処分に向けた令和 7 年度以降の取組の進め方を示していく」こととされた。

戦略等に沿って、昨年 6 月の前回の報告以降に実施した主な取組は以下のとおりである。

（１）減容・再生利用技術の開発、再生利用の推進に関する検討

（ア）減容・再生利用技術の開発に関する取組

減容・再生利用技術の開発に関する取組として、これまで、分級処理技術や熱処理技術の実証等を行ってきた。熱処理後の更なる減容化のため、仮設灰処理施設で生じる飛灰の洗浄・安定化に係る基盤技術に関する実証試験を実施している。現在、これまでに実施してきた減容技術等の実証事業の成果を整理し、有識者の御意見を伺いながら、減容技術等の評価を進めているところである。

（イ）再生利用の推進に関する取組

除去土壌の再生利用については、放射線に関する安全性の確認や具体的な施工・管理の方法の検討・検証を行うため、福島県内において再生利用の実証事業を実施している。

福島県飯舘村長泥地区の実証事業では、農地造成が完成した一部区域において、新たに水田試験等を実施し、水田等に求められる機能をおおむね満たすことを確認している。

また、中間貯蔵施設内で、道路整備での再生利用について、品質調整方法等、実際に現場施工する際の課題や対応方策を検討するため、令和4年10月に道路盛土の実証事業に着工し、令和5年10月に工事を完了した。現在は、道路盛土としての構造物の安定性等についてモニタリングを実施している。

これらの実証事業からは、施工前後の空間線量率に変化がないこと、浸透水の放射性セシウムはおおむね検出下限値（1Bq/L）未満であること等の知見が得られている。こうした知見から、再生利用を安全に実施できることを確認している。

（ウ）IAEA 専門家会合の開催

令和5年度に、環境省の要請により、今後の除去土壌の再生利用と必要な最終処分等に係る環境省の取組に対し、技術的・社会的観点から国際的な評価・助言等を行う目的で、IAEAによる除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関（IAEA）専門家会合が計3回開催された。最終報告書は令和6年夏頃を目途に取りまとめられる予定である。

また、令和6年3月にはIAEAのグロッシー事務局長が伊藤環境大臣を表敬訪問し、再生利用・最終処分に向けた取組について引き続き連携していくことを確認した。

こうした減容技術の開発、再生利用の実証事業で得られた知見や、IAEA等国内外の有識者からの助言等も踏まえ、令和6年度のとりまとめを目指し、再生利用・最終処分に関する基準省令等の検討を進めた。

（2）全国での理解醸成活動等の実施

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、減容・再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動の取組の一つとして、令和3年度から全国各地で開催してきた対話フォーラムについて、締めくくりとなる第9回を東京都内で令和5年8月に開催した。

飯舘村長泥地区での実証事業及び中間貯蔵施設において、現地視察の受入や一般の方を対象とした現地見学会を開催し、令和5年度の参加者は、長泥地区の現地視察ではのべ1,228名、現地見学会ではのべ153名であり、中間貯蔵施設の現地視察ではのべ4,846名、現地見学会ではのべ363名であった。

また、令和5年度は、約50の大学・高校・高等専門学校等で、除去土壌の再生利用等の全国的な理解醸成に関する講義を実施し、約1,550名の学生に聴講いただいたほか、学生向け現地見学ワークショップを開催する等、次世代に対する理解醸成活動を実施した。

さらに、除去土壌を用いた鉢植えを、総理官邸、環境大臣室、新宿御苑等の環境省関連施設や関係省庁等に設置しており、令和5年度末までに、23施設40箇所を設置した。設置以降、定期的に行っている放射線のモニタリング結果では、空間線量率に変化は見られなかった。

国際的な取組としては、福島の復興や環境再生の取組を世界に発信することを目的に、在京大使館や海外メディアによる中間貯蔵施設や飯舘村長泥地区の再生利用実証事業等の現地視察、IAEA総会・気候変動COPのサイドイベント等を通じて、諸外国へ情報発信を行った。